

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年6月14日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成25年4月16日
東部林業事務所	〃
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	平成25年4月23日
環境管理課	〃
みどり保全課	〃
みどり整備課	平成25年4月24日
森林センター	〃
環境政策課	〃
西部林業事務所	平成25年5月24日
直島環境センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 毒物・劇物の管理について

薬品ごとに購入、使用した際の受払簿が作成されていなかった。(直島環境センター)

イ 任意団体等の自主検査について

県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(廃棄物対策課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし